

行政文書公開決定等審査報告書

令和3年1月18日

大和市長 大木 哲 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和2年4月16日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	大和駅東側第4地区市街地再開発組合の清算人会において審議される各議案に対する大和市内の意思決定文書
審査の結果	実施機関が、本件情報公開請求について、対象文書が存在しないことを理由に、行政文書非公開決定処分を行ったことは妥当である。

第1 審査請求の経過

- 1 令和元年10月4日、審査請求人は、本件行政文書について情報公開請求した。
- 2 令和元年10月17日、大和市長は、上記1の請求に対し、対象文書が不存在であることを理由に行政文書非公開決定をし、同決定通知書を交付した。
- 3 令和2年1月20日、審査請求人は、上記2の決定を不服として、大和市長に対し、同決定の取消しを申し立てた。

第2 当事者の主張

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨は、本件非公開決定を取り消した上、「大和駅東側第4地区市街地再開発組合の清算人会において審議される各議案に対する大和市内の意思決定文書」（以下、「本件行政文書」という。）につき公開を求めるといものである。

審査請求の理由は次のとおりである。

大和市は、本件行政文書にある大和駅東側第4地区市街地再開発組合（以下「本件組合」という。）の清算人会に職員を出席させている以上、清算人会において当該職員を通じて会議の議案に対して同意・不同意の意思表示をしているはずである。そして、当該意思表示は、出席した職員の独自・勝手な判断は許されず、事前の大和市としての意見調整が必要な事項であり、この意見調整に係る本件行政文書は当然に存在しているはずである。

また、清算人会における会議の議案は残余財産の処分の件であるが、これについては、「大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業定款」（以下「本件定款」という。）第54条第1項及び第2項により残余財産の処分は総会の権限とされ、大和市は総会の構成員であるところ議案に対する意思表示をできる立場にあったものである。

2 実施機関の主張の要旨

清算人会における議案への意思表示は清算人がなしうるものであるが、清算人は解散時の組合の理事が就任するものであり（都市再開発法第46条）、大和市は組合の理事ではないのであるから、審査請求人が主張するような清算人会での意思表示をできる立場にはない。

事実関係として大和市職員が清算人会に出席しているが、これは清算人から出席の要請を受けたからであり、清算人会の構成員として出席したものではない。しかも、清算人からの出席要請の趣旨は、議案についての意思表示を求めるとはなく、あくまでも、議事運営に当たっての技術的助言を求めるとにとどまるものである。

要するに、大和市職員は、清算人会に清算人としての資格に基づく出席はしておらず、清算人会の会議の議案に対する意思表示をできる立場にない以上、審査請求人が主張する本件行政文書はそもそも存在しない。

第3 当審査会の判断

1 判断枠組み

本件においては、実施機関は対象文書の不存在を理由に非公開処分をしているのであるが、大和市における情報公開制度を規律する大和市情報公開条例第11条4項は、文書不存在を理由とする非公開処分の場合には、理由付記を必須条件としておらず、事案の性質に応じて理由の付記の要否が異なると解すべきである。

本件については、実施機関の側が文書不存在を積極的に立証すべき事情が見当たらないことに鑑みて、文書の存在を主張する審査請求人の主張に対象文書の不存在を覆すに足りる合理的な理由があるかについて検討する。

2 (前段) 総会の構成員としての意思表示について

財産処分に係る意思決定に関する総会と清算人会の権限の分配に関し、都市再開発法は、清算事務につき定める第47条において、「清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方法について総会の承認を求めなければならない」と定める。

ここにおいては、財産処分の方法を定めること自体は、清算人により構成される清算人会の権限であり、その後、清算人会が定めた財産処分の方法について承認するのが総会の権限であるという整理がなされているといえることができる。なお、審査請求人が引用する本件定款第54条2項において組合解散後の残余財産処分について総会の同意を必要とするが、これは、都市再開発法第47条に定める総会の承認と同旨であり、財産処分の方法を定めること自体が、清算人会の権限であることには変わりはない。

また、財産処分の方法とは具体的には、残余財産の引き渡しをいうものであるが、同法第46条の4では、「残余財産の引渡し」を清算人の権限と定めている。

以上の清算人会と総会の権限の分配を前提に本事案をみるに、本件清算人会において審議されたのは、財産処分の方法としての残余財産の引き渡し方法についてであり、本件情報公開請求の段階では（本件審査請求の段階においても）、本件清算人会において財産処分の方法は決定されていない段階であり、総会による承認の段階まで至っていなかったのである。

つまり、本事案においては、大和市が総会の構成員として財産処分に係る議案に対して意思表示ができる局面ではなく、財産処分の方法について承認する総会は開催されていない状況である。

そうであるとすると、本事案において大和市は、総会の構成員としての意思表示をなし得ないのであり、この点に関する審査請求人の主張は合理的な理由がない。

3 (後段) 清算人会の出席者としての意思表示について

先述のとおり、都市再開発法は、清算人に財産処分の方法を定める権限を付与しているのであって（第47条）、清算人会における財産処分に係る議案に対する意思表示は清算人のみがなし得るものである。

また、同法第46条をみるに、「組合が解散したときは、理事がその清算人となる」と定めており、これらのことから、組合の理事の立場にある者が、解散後は清算人会に

において同意・不同意の意思表示をなし得るものである。

これを本件についてみるに、大和市は、本件組合の組合員ではあったが、理事としての立場に就いたことはなく、本件清算人会へは、清算人からの技術的助言の求めに応じて出席しているのに過ぎないのであって、議案に対する同意・不同意の意思表示をできる立場にはないことが認められる。

したがって、本事案において大和市は、清算人会において議案に対する意思表示をなし得ないのであり、この点に関する審査請求人の主張は合理的な理由がない。

4 結論

上記のように、本件においては、審査請求人の主張に対象文書が不存在であることを覆すに足りる合理的な理由はなく、実施機関がした本件処分は妥当であるから、審査の結果のとおり答申する。

第4 審査の経過

令和 2年 8月31日 第1回審議

令和 2年11月 9日 第2回審議

令和 3年 1月18日 答申